

## 令和2年2月定例県議会付議案

- 議案第 1号 令和2年度鳥取県一般会計予算
- 議案第 2号 同 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算
- 議案第 3号 同 鳥取県公債管理特別会計予算
- 議案第 4号 同 鳥取県給与集中管理特別会計予算
- 議案第 5号 同 鳥取県国民健康保険運営事業特別会計予算
- 議案第 6号 同 鳥取県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 議案第 7号 同 鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算
- 議案第 8号 同 鳥取県就農支援資金貸付事業特別会計予算
- 議案第 9号 同 鳥取県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算
- 議案第10号 同 鳥取県県営林事業特別会計予算
- 議案第11号 同 鳥取県県営境港水産施設事業特別会計予算
- 議案第12号 同 鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算
- 議案第13号 同 鳥取県港湾整備事業特別会計予算
- 議案第14号 同 鳥取県収入証紙特別会計予算
- 議案第15号 同 鳥取県県立学校農業実習特別会計予算
- 議案第16号 同 鳥取県育英奨学事業特別会計予算
- 議案第17号 同 鳥取県天神川流域下水道事業会計予算
- 議案第18号 同 鳥取県営電気事業会計予算
- 議案第19号 同 鳥取県営工業用水道事業会計予算
- 議案第20号 同 鳥取県営埋立事業会計予算
- 議案第21号 同 鳥取県営病院事業会計予算
- 議案第22号 令和元年度鳥取県一般会計補正予算（第5号）
- 議案第23号 同 鳥取県公債管理特別会計補正予算（第1号）
- 議案第24号 同 鳥取県国民健康保険運営事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第25号 同 鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算（第2号）

**議案第26号 同 鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算（第1号）**

**議案第27号 同 鳥取県県営林事業特別会計補正予算（第1号）**

**議案第28号 同 鳥取県県営境港水産施設事業特別会計補正予算（第2号）**

**議案第29号 同 鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算（第2号）**

**議案第30号 同 鳥取県育英奨学事業特別会計補正予算（第1号）**

**議案第31号 同 鳥取県営電気事業会計補正予算（第2号）**

**議案第32号 同 鳥取県営病院事業会計補正予算（第4号）**

**議案第33号 職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（人事企画課）**

地方自治法の一部が改正され、職員等の県に対する損害賠償責任について条例で定める額を超える額について免責することができることとされたことに伴い、職員等の県に対する損害を賠償する責任について、職員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、県に対する賠償の責任を負う額のうち次に掲げる職員等の区分に応じそれぞれに定める額を超える額を免責することとするものである。

①定める額

区 分	金 額
ア 知事	基準給与年額に6を乗じて得た額
イ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の委員	基準給与年額に4を乗じて得た額
ウ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会の委員、病院事業の管理者又は警察本部長	基準給与年額に2を乗じて得た額
エ 職員（イ及びウに掲げる職員を除く。）	基準給与年額に1を乗じて得た額

②鳥取県地方独立行政法人法施行条例について、所要の改正を行う。

[令和2年4月1日施行]

**議案第34号 鳥取県無料低額宿泊所に関する条例（福祉保健課）**

社会福祉法の一部が改正され、条例で無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めることとされたことに伴い、当該基準を定めるものである。

（概 要）

①5人以上の人員を入居させることができる規模を有すること、一の居室の床面積（収納設備を除く。）は、原則として1人当たり7.43平方メートル以上とすること等の無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める。

②無料低額宿泊所は、本体となる施設と一体的に運営される附属施設であって、利用期間が原則として1年以下のものを設置することができることとする。

[令和2年4月1日施行 ほか]

### **議案第35号 鳥取県債権回収計画等に関する条例の一部を改正する条例（税務課）**

効率的な債権回収を行うため、債権の管理により収集した滞納者の情報の取扱いについて定めるものである。

（概要）

- ①実施機関は、県の債権のうち法令の規定に基づき国税又は地方税の滞納処分の例により処分することができるもの（以下「強制徴収公債権」という。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、当該強制徴収公債権の管理に必要な範囲内において、当該強制徴収公債権以外の強制徴収公債権及び県の債権のうち強制徴収公債権以外のもの（以下「非強制徴収債権」という。）並びに地方税法に規定する地方団体の徴収金に係る債権の管理により収集した情報を利用し、又は他の実施機関に提供することができるものとする。
- ②実施機関は、非強制徴収債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、当該非強制徴収債権の管理に必要な範囲内において、当該非強制徴収債権以外の非強制徴収債権の管理により収集した情報を利用し、又は他の実施機関に提供することができるものとする。

[令和2年4月1日施行]

### **議案第36号 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（人事企画課）**

職員を派遣することにより、業務の円滑な実施の確保を通じて地域の振興、住民の生活の向上等に関する諸施策の推進を図るため、公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるための職員の派遣先に、公益社団法人2025年日本国際博覧会協会、公益社団法人全国自治体病院協議会及び地方税共同機構を加えるものである。

[令和2年4月1日施行]

### **議案第37号 鳥取県附属機関条例の一部を改正する条例（人事企画課等）**

県行政に関する調査審議を行う附属機関について、廃止及び所掌の見直しを行うものである。

（概要）

- ①知事の附属機関のうち設置目的を達成した鳥取県新鳥取県史編さん委員会を廃止する。
- ②知事の附属機関のうち鳥取県死因究明等推進協議会について調査審議する事項を改める。

[令和2年4月1日施行]

### **議案第38号 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例**

(市町村課等)

介護保険法等に基づく事務を効率的に処理するため、当該事務の一部を市町等に移譲するとともに、児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部が改正され、児童福祉法の規定に基づく都道府県の権限に属する事務が中核市の権限に属する事務とされたこと等に伴い、所要の改正を行うものである。

また、毒物及び劇物取締法及び毒物及び劇物取締法施行令の一部が改正され、毒物若しくは劇物の原体の製造業又は輸入業の登録等に係る権限が厚生労働大臣から都道府県知事に移譲されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

(概要)

- ①次に掲げる介護保険法に基づく事務を南部箕蚊屋広域連合に移譲する。
  - ア 病院等又は介護老人保健施設若しくは介護医療院の開設者による指定居宅サービス事業者のみなし指定を受けない申出の受理
  - イ 指定介護予防支援事業者が行う業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理
- ②覚せい剤取締法に基づく事務について定めた規定中引用する覚せい剤取締法の題名等を改めるとともに、薬局開設者又は病院等の開設者が施用のため交付し、若しくは調剤した医薬品である覚醒剤原料を廃棄したとき又は医薬品である覚醒剤原料を譲り受けたときの届出の受理及び知事への送付の事務を鳥取市に移譲する。
- ③次の浄化槽法に基づく事務を米子市、倉吉市、境港市、岩美郡岩美町、八頭郡の町、東伯郡湯梨浜町、琴浦町及び北栄町並びに日野郡日野町に移譲する。
  - ア 浄化槽の休止の届出の受理
  - イ 浄化槽の使用の再開の届出の受理
  - ウ 浄化槽台帳の作成等
  - エ 特定既存単独処理浄化槽に係る助言及び指導等（東伯郡北栄町及び日野郡日野町を除く。）
- ④鳥取市が処理することとしている指定障害児通所支援事業者の指定等の事務について、法令上中核市である鳥取市の事務となる項目を削る。
- ⑤鳥取市が処理することとしている毒物及び劇物取締法及び毒物及び劇物取締法施行令に基づく事務について、所要の規定の整備を行う。

[令和2年4月1日施行 ほか]

### **議案第39号 鳥取県立歯科衛生専門学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

(医療政策課)

学校運営を円滑に行うため、一般社団法人鳥取県歯科医師会へ委託する事務に「生徒の募集及び入学選抜試験の実施に関する事務」等を追加するものである。

[令和2年4月1日施行]

### **議案第40号 鳥取県食品衛生条例の一部を改正する条例（くらしの安心推進課）**

食品衛生法の一部が改正され、業として食品の製造等を行う者が遵守すべき公衆衛生上必要な措置の基準が食品衛生法及び食品衛生法施行規則に規定されることに伴い、所要の改正を行うものである。

[令和3年6月1日施行 ほか]

#### **議案第41号 鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例の一部を改正する条例（くらしの安心推進課）**

犯罪被害者等の支援について定める規定について、犯罪被害者等支援団体の責務、犯罪被害者等支援団体に対する県の支援を明記する等の所要の改正を行うものである。

（概要）

##### ①犯罪被害者等支援団体の責務

ア 犯罪被害者等支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、地域における犯罪被害者等の支援を主体的に企画し、これを実施するよう努めるものとする。

イ 犯罪被害者等支援団体は、犯罪被害者等の支援を実施するに当たっては、県、市町村及び他の犯罪被害者等支援団体等との連携を図ることにより、その効果的な推進に努めるものとする。

ウ 犯罪被害者等支援団体は、犯罪のないまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

##### ②県は、犯罪被害者等の支援に犯罪被害者等支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援団体への情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

[公布施行]

#### **議案第42号 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（住まいまちづくり課）**

老朽化した美穂第2団地及び河崎団地を廃止するとともに、高城第3団地を倉吉市、手間第1団地及び手間第2団地を南部町へ無償譲渡することに伴い、当該団地に係る規定を削除するものである。

また、地方公務員法の一部改正に伴い、特別職非常勤職員としての住宅管理人を廃止し、県営住宅の管理に関する事務の補佐は委託により行うこととするものである。

[令和2年4月1日施行]

#### **議案第43号 鳥取県被災者住宅再建等支援条例の一部を改正する条例（住まいまちづくり課）**

災害救助法に基づく住宅の応急修理制度が拡充されたこと等に伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

##### ①補助金の対象とする被災市町村の交付する被災者住宅再建等支援金の対象事業のうち、一部損壊世帯の居宅の補修の交付基準額について、災害救助法による住宅の応急修理を受けることができる場合にあつては、30万円から当該住宅の応急修理のために支出されるべき費用の額を控除した額（現行 控除なし）を限度とする。

##### ②補助金の対象とする被災市町村の交付する被災者住宅修繕促進支援金の最低額を次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額（現行 2万円）とする。

ア 損壊した居宅の被害割合が5パーセント未満の世帯の世帯主又は当該居宅の所有者に対して交付するもの 2万円

イ ア以外のもの 5万円

[公布施行]

#### **議案第44号 鳥取県景観形成条例の一部を改正する条例（住まいまちづくり課）**

地方公務員法の一部改正に伴い、特別職非常勤職員としての景観形成巡視員を廃止するものである。

[令和2年4月1日施行]

#### **議案第45号 鳥取県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例（水環境保全課）**

浄化槽法の一部が改正され、都道府県が条例による浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度を設ける場合に条例で定める事項として浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項が追加されたことに伴い、浄化槽保守点検業者が営業所に置かなければならない浄化槽管理士は、過去5年間に知事が指定する研修を受けた者に限ることとする等、所要の改正を行うものである。

[令和2年4月1日施行 ほか]

#### **議案第46号 鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例（雇用政策課）**

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の一部が改正され、都道府県労働局長による紛争の解決の援助に関する規定が設けられたこと等に伴い、所要の改正を行うものである。

（概要）

知事は、個別労働関係紛争の当事者の双方又は一方からあっせんの申請があった場合において、当該申請に係る個別労働関係紛争が次のいずれかに該当するときは、あっせんを行わないことができることとする。

- ・労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの
- ・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの

[令和2年4月1日施行 ほか]

#### **議案第47号 鳥取県営境港水産物地方卸売市場の設置等に関する条例の一部を改正する条例（水産課）**

卸売市場法の一部改正に伴い、鳥取県営境港水産物地方卸売市場において卸売の業務を行おうとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならないこととする等、所要の改正を行うものである。

[令和2年6月21日施行 ほか]

#### **議案第48号 鳥取県県道の構造の技術的基準等に関する条例の一部を改正する条例（道路企画課）**

道路構造令の一部が改正され、条例で県道の構造の技術的基準を定めるに当たって参酌すべき基準に、自転車通行帯に係る規定が新たに追加されたことに伴い、所要の改正を行うものである。

[公布施行]

#### **議案第49号 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（空港港湾課）**

鳥取東京線の5便化が暫定的に延長されることに伴い、鳥取東京線の航空機に係る着陸料の軽減期間を令和2年10月24日まで（現行 令和2年3月28日まで）とするものである。

[公布施行]

## 議案第50号 鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例（会計指導課等）

受益と負担の公平の確保を図るため、手数料の額の設定を行うとともに、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部が改正されたことに伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び建築物エネルギー消費性能基準に適合していることの認定並びに低炭素建築物新築等計画の認定に係る手数料について定めた規定中、一戸建て住宅以外の住宅の共用部分の性能をこれらの基準への適合性の判定に用いない場合にあつては、これらの手数料の算定に用いる面積から当該共用部分の面積を除くこととするものである。

（設 定）

区 分	単 位	金 額
圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る容器検査		
内容積 150 リットル以上 500 リットル以下の容器	1 個につき	320円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに57円を加算した額
内容積 30 リットル以上 150 リットル未満の容器	1 個につき	320円
内容積 5 リットル以上 30 リットル未満の容器	1 個につき	260円
内容積 1 リットル以上 5 リットル未満の容器	1 個につき	160円
内容積 1 リットル未満の容器	1 個につき	150円
圧縮水素自動車燃料装置用容器に係る容器再検査		
内容積 150 リットル以上の容器	1 個につき	320円に10リットル又は10リットルに満たない端数を増すごとに57円を加算した額
内容積 30 リットル以上 150 リットル未満の容器	1 個につき	320円
内容積 5 リットル以上 30 リットル未満の容器	1 個につき	260円
内容積 1 リットル以上 5 リットル未満の容器	1 個につき	160円
内容積 1 リットル未満の容器	1 個につき	150円
家畜伝染病予防法第6条第1項の規定に基づく豚熱の発生を予防するために行う家畜に対する注射	1 件につき	200円

[公布施行 ほか]

## 議案第51号 鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（病院局総務課）

県立中央病院が、生殖補助医療実施施設として公益社団法人日本産科婦人科学会に登録されたことから、新たに悪性腫瘍などの治療により妊<sup>よう</sup>性が失われると予測される場合に実施する生殖補助医療に係る使用料を徴収するものである。

（設 定）

区 分	単 位	金 額	
体外受精	採卵	1 件につき	44,550円
	採精	1 件につき	7,150円
	顕微授精	1 件につき	38,500円
	初期胚培養	1 件につき	42,900円
	胚盤胞培養	1 件につき	56,100円
	凍結未受精卵子を用いた新鮮胚移植	1 件につき	35,200円
	未受精卵子凍結保存	1 件につき	44,000円
	未受精卵子融解	1 件につき	42,900円

[令和2年4月1日施行]

## 議案第52号 鳥取県内水面利用調整委員会条例を廃止する条例（行政監察・法人指導課）

漁業権に基づく内水面の利用等に係る争いについて、他の手段により当事者間の調整が図られている現状において今後鳥取県内水面利用調整委員会にあっせんの申請が行われる見込みがないため、鳥取県内水面利用調整委員会を廃止するものである。

[公布施行]

## 議案第53号 鳥取県地方卸売市場条例を廃止する条例（販路拡大・輸出促進課）

卸売市場法の一部が改正され、地方卸売市場の開設及び卸売の業務についての許可に関する規定等が削られたことに伴い、条例を廃止するものである。

[令和2年6月21日施行]

## 議案第54号 工事請負契約（国道178号（岩美道路）トンネル工事（（仮称）岩美1号トンネル）（補助）の締結についての議決の一部変更について（道路建設課）

国の安全基準等の見直しに伴う所定の変更が必要になったこと及びトンネル掘削を行ったところ想定よりも土質の状況が悪かったためトンネル構造の変更等が必要になったことに伴い、契約金額の増額及び工事完成期限の延長を行うものである。

（変更内容）

- ・契約金額：現行 3,505,680,000円 → 変更後 3,843,539,500円（337,859,500円の増）
- ・工事完成期限：現行 令和2年5月29日 → 変更後 令和2年10月30日

## 議案第55号 財産を減額して貸し付けること（鳥取バスターミナル用地）について（地域交通政策課）

相手方：鳥取バスターミナル株式会社

貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量
鳥取市東品治町107番2 ほか5筆	土地	2,013.20㎡

貸付期間：令和2年4月1日から令和4年3月31日まで

貸付金額：バスターミナルの使用料収入の1割に相当する額と当該土地に係る国有資産等所在市町村交付金法第2条により交付すべき市町村交付金の額のいずれか高い額

減額貸付理由：バス利用者及びバス交通の利便を促進するとともに、鳥取駅周辺の交通の安全確保と円滑化を図るため、引き続き当該土地を減額して貸し付けようとするものである。

## 議案第56号 財産を無償で貸し付けること（吉川経家公銅像設置用地）について（スポーツ課）

相手方：鳥取市

貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量
鳥取市東町一丁目326番	土地	72.00㎡

貸付期間：令和2年4月1日から令和12年3月31日まで

無償貸付理由：武道を志す者の意欲の高揚を図るとともに、観光の名所とするため、鳥取にゆかりの深い吉川経家公の銅像設置の用に供する土地を、引き続き無償で貸し付けようとするものである。



### 議案第57号 財産を無償で貸し付けること（鳥取市武道館用地）について（スポーツ課）

相手方：鳥取市  
貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量
鳥取市東町一丁目326番 ほか1筆	土地	3,634.47 m <sup>2</sup>

貸付期間：令和2年4月1日から令和12年3月31日まで

無償貸付理由：武道の普及と競技力向上を図るため、鳥取市武道館の用に供する土地を、引き続き無償で貸し付けようとするものである。

### 議案第58号 財産を無償で貸し付けること（米子市営武道館用地）について（スポーツ課）

相手方：米子市  
貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量
米子市糺町一丁目202番 ほか11筆	土地	1,366.82 m <sup>2</sup>

貸付期間：令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

無償貸付理由：武道の普及と競技力向上を図るため、米子市営武道館の用に供する土地を、引き続き無償で貸し付けようとするものである。

### 議案第59号 財産を無償で貸し付けること（鳥取県赤十字血液センター用地）について（医療政策課）

相手方：日本赤十字社中四国ブロック血液センター  
貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量
鳥取市江津字西皆竹318番1 ほか1筆	土地	4,110.71 m <sup>2</sup>

貸付期間：令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

無償貸付理由：採血業の円滑な実施及び災害救援物資の備蓄のため、引き続き当該用地を無償で貸し付けようとするものである。

### 議案第60号 財産を無償で貸し付けること（鳥取東高等学校進入路）について（教育環境課）

相手方：鳥取市  
貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量
鳥取市立川町五丁目179番 ほか4筆	土地	246.71 m <sup>2</sup>

貸付期間：令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

無償貸付理由：市道として利用されている学校敷地の一部を、引き続き無償で貸し付けようとするものである。

### 議案第61号 財産を無償で貸し付けること（皆生養護学校敷地）について（教育環境課）

相手方：米子市  
貸付財産：普通財産

所在地	種類	数量
米子市新開一丁目1400番16	土地	241.00 m <sup>2</sup>

貸付期間：令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

無償貸付理由：市道として利用されている学校敷地の一部を、引き続き無償で貸し付けようとするものである。

## 議案第62号 財産を無償で譲渡すること（県営住宅高城第3団地）について（住まいまちづくり課）

相手方：倉吉市  
譲渡財産：普通財産

名称	所在地	種類	数量
県営住宅高城第3団地	倉吉市上米積字江門寺 521 番 1 ほか 12 筆	土地	2,176.85 m <sup>2</sup>
		建物	830.07 m <sup>2</sup> (10 棟 10 戸)

無償譲渡理由：既に管理代行制度を導入し、倉吉市が実態として市営住宅と同様の管理を行っている当該県営住宅について、市が地域の実情に応じた住宅政策を行えるよう、無償で譲渡しようとするものである。

## 議案第63号 財産を無償で譲渡すること（県営住宅手間第1団地及び手間第2団地）について（住まいまちづくり課）

相手方：南部町  
譲渡財産：普通財産

名称	所在地	種類	数量
県営住宅手間第1団地	西伯郡南部町天萬字正境 11 番 2	土地	2,244.64 m <sup>2</sup>
		建物	676.20 m <sup>2</sup> (5 棟 10 戸)
県営住宅手間第2団地	西伯郡南部町宮前字面添 130 番 1	土地	2,544.39 m <sup>2</sup>
		建物	808.75 m <sup>2</sup> (5 棟 10 戸、集会所 1 棟)

無償譲渡理由：既に管理代行制度を導入し、南部町が実態として町営住宅と同様の管理を行っている当該県営住宅について、町が地域の実情に応じた住宅政策を行えるよう、無償で譲渡しようとするものである。

## 議案第64号 財産の取得（IPR形移動用無線機）について（警察本部会計課）

取得の目的：警察活動の用に供するため、IPR形移動用無線機を整備するものである。  
財産の内容：IPR形移動用無線機 一式  
取得予定価格：107,687,030 円  
契約の相手方：三菱電機株式会社中国支社

## 議案第65～75号 権利の放棄について（庶務集中課等）

債務者の死亡等により回収の見込みがない債権について、権利を放棄するため、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

議案番号	区 分	相手方	金 額	放棄する理由
65	過年度分恩給過払返納金請求権	米子市 個人	1,130,416円	債務者の死亡、相続人の相続放棄
66	県営住宅家賃及び損害賠償請求権	(債務者) 米子市 個人 (連帯保証人) 鳥取市 個人	4,984,173円	債務者及び連帯保証人の破産
67	県営住宅家賃請求権	島根県松江市 個人	9,200円	債務者の死亡、相続人の相続放棄
68	進学奨励資金貸付金の未返還額の請求権	(債務者) 米子市 個人 (連帯保証人) 鳥取市 個人	720,200円	債務者及び連帯保証人の破産
69		(債務者) 新潟県新潟市 個人 (連帯保証人) 新潟県新潟市 個人	61,660円	同 上
70	病院事業診療費請求権	鳥取市 個人	326,514円	債務者の破産
71		鳥取市 個人	198,727円	同 上
72		倉吉市 個人	178,985円	同 上
73		倉吉市 個人	89,550円	同 上
74		倉吉市 個人	401,300円	同 上
75		岩美郡岩美町 個人	136,725円	同 上

## 議案第76号 事業契約（鳥取県立美術館整備運営事業）の締結及び公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立美術館）について（博物館）

鳥取県立美術館整備運営事業の事業契約を締結すること及び鳥取県立美術館の指定管理者を指定することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条及び地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

（概要）

### ①事業契約の締結

事業名：鳥取県立美術館整備運営事業

契約の相手方：鳥取県立美術館パートナーズ株式会社

契約金額：14,265,981,372円

契約期間：本契約締結の日から令和22年3月31日まで

### ②指定管理者の指定

指定管理者となる団体：鳥取県立美術館パートナーズ株式会社（指名）

指定の期間：鳥取県立美術館の供用開始の日から令和22年3月31日まで

## 議案第77号 新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の変更に関する協議について（総合教育推進課）

地方独立行政法人法の一部が改正され、地方独立行政法人の役員等の当該法人に対する損害賠償責任の一部を免れさせることができることとされたことに鑑み、新生公立鳥取環境大学運営協議会規約の一部を変更するため、地方自治法第252条の6の規定によりその例によることとされる同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものである。

## **議案第78号 包括外部監査契約の締結について（行政監察・法人指導課）**

包括外部監査人と契約を締結するため、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

契約の目的：当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

契約金額：9,320,000円を上限として、執務費用及び実費の額を合算して算定した額

契約の相手方：上原 武 税理士

## **議案第79号 県道の路線の廃止（松河原名和線）について（道路企画課）**

大山町へ管理移管することとなったため、松河原名和線（起点：西伯郡大山町松河原、終点：西伯郡大山町富長）を廃止するものである。

## **議案第80号 一級河川の指定、指定の変更又は廃止に関し意見を述べることについて（河川課）**

国土交通大臣が、旧加茂川の名称を加茂川に変更すること等について、異議のない旨の意見を述べるため、河川法第4条第4項の規定により、議会の議決を求めるものである。

## **議案第81号 鳥取県税条例の一部を改正する条例（税務課）**

令和2年度税制改正による地方税法の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものである。  
（概要）

### ①個人県民税に関する事項

- ・所得控除について、寡婦控除（現行 寡婦（寡夫）控除）に改め、ひとり親控除を加える。

### ②法人県民税に関する事項

- ・令和4年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人県民税について、法人税が連結納税制度からグループ通算制度に移行することに伴い、所要の規定の整備を行う。

### ③法人事業税に関する事項

- ・電気供給業のうち、発電事業及び小売電気事業に係る税額について、特別法人等の一部の法人を除き、資本金又は出資金の額が1億円を超える法人にあつては、収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額（現行 収入割額）とし、資本金又は出資金の額が1億円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人にあつては、収入割額及び所得割額の合算額（現行 収入割額）とし、その税率を変更する。
- ・令和4年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人事業税について、法人税が連結納税制度からグループ通算制度に移行することに伴い、所要の規定の整備を行う。

### ④延滞金の割合の引下げに関する事項

- ・延滞金の割合の特例を適用する場合の延滞金の割合の名称を延滞金特例基準割合に改める。
- ・法人県民税及び法人事業税の納期限の延長の場合の延滞金については、平均貸付割合に0.5%を加えた割合とする。

[令和2年4月1日施行 ほか]

## **議案第82号 鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例（人事企画課）**

令和2年度の組織改正等に伴い、職員定数の見直しを行うものである。  
（概要）

- |           |      |
|-----------|------|
| ・知事部局     | 4人減  |
| ・教育委員会事務局 | 2人増  |
| ・監査委員事務局  | 1人減  |
| ・企業局      | 3人減  |
| ・学校職員     | 23人減 |

[令和2年4月1日施行]

### **議案第83号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例（人事企画課）**

地方公務員法の一部が改正され、会計年度任用職員に関する制度が設けられたことに伴い、会計年度任用職員のサービスの宣誓について、それぞれの任用形態及び任用手続に応じた方法によることができるよう、所要の改正を行うものである。

[令和2年4月1日施行]

### **議案第84号 職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（人事企画課、警察本部警務課）**

勤務の特殊性についての状況に鑑み、職員及び警察職員に支給する特殊勤務手当について所要の改正を行うものである。

（概要）

#### ①職員の特務手当に関する条例の一部改正

- ・皆成学園に勤務する保育士に支給する児童生活支援業務手当の額を、月額22,000円（現行月額11,000円）に引き上げる。
- ・原子力環境センターの職員が行う放射線の照射を伴う調査研究業務を、放射線取扱業務手当の支給対象に加える。（日額300円）
- ・児童福祉法の改正に伴い、一時保護の解除後の児童の家庭環境の調整や当該児童の状況把握などの安全確保が都道府県の業務として明文化されたことにより、困難折衝等業務手当の規定を整備する。（日額600円又は1,200円）

#### ②警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

- ・天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行に伴い、職員が天皇又は皇后、皇太子若しくは皇太子妃の側近警衛の作業に従事した場合に支給される身辺警護手当について、支給の対象となる側近警衛の対象者に、上皇、上皇后、皇嗣及び皇嗣妃を加える。

[令和2年4月1日施行 ほか]

### **議案第85号 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例及び鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（くらしの安心推進課）**

猫の繁殖を抑制するための対策を行うとともに、動物の愛護及び管理に関する法律の一部が改正され、新たな事務が規定されたことに伴い、当該事務を鳥取市に移譲する等の所要の改正を行うものである。

（概要）

#### ①鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正

- ・室内飼育を猫の飼い主の努力義務とする。
- ・県は、県民及び市町村と協力して、飼い主のない猫の繁殖を抑制し、地域の生活環境の保全を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- ・飼い主のない猫の繁殖抑制の取組に対して助成を行う市町村への補助金の交付を行う。
- ・地域猫対策について補助金を受けようとする市町村は、地域猫対策を行う者に地域猫適正管理計画を提出させるものとし、当該地域猫適正管理計画には、繁殖を抑制するための措置、周囲の生活環境に影響を及ぼさないための措置、地域猫対策を適正に管理するための措置、地域住民の理解を得るための措置その他の事項を記載しなければならないものとする。
- ・動物愛護管理員に、第一種動物取扱業者であった者等への立入検査の事務を行わせることとする。

#### ②鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正

動物の愛護及び管理に関する法律の改正に伴い新たに生じた事務を鳥取市に移譲する。

[令和2年4月1日施行 ほか]

**議案第86号 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例**  
(教育人材開発課)

義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の規定により、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針が定められたことに伴い、所要の改正を行うものである。

(概要)

義務教育諸学校等の教育職員の健康及び福祉の確保を図るため、教育職員のサービスを監督する教育委員会は、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量その他教育職員の健康及び福祉の確保に関する事項について、適切な管理を行うため必要な措置を講ずるものとする。

[令和2年4月1日施行]

**議案第87号 鳥取県病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例** (病院局総務課)

県立病院の診療機能の充実強化を図るため、看護師及び医療技術員等の増員を行うものである。

(概要)

現行 1,296人 → 改正後 1,366人 (+70人)

[令和2年4月1日施行]

# 報 告 事 項

## 報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について

### (1) 損害賠償に係る和解について（令和2年2月3日専決）（産業人材課）

和解の相手方：甲 倉吉市 個人

乙 東京都港区 企業

和解の要旨：甲は、損害賠償金 384,000 円を乙に支払う。（県過失 0 割）

乙は、賃貸借契約中途解約金 337,513 円について、甲が乙に支払う損害賠償金を  
もって充て、県に請求しない。

事故の概要：令和元年 12 月 10 日、鳥取県立産業人材育成センターの職員が、公務のため賃貸借  
契約により和解の相手方乙から借り受けている軽乗用自動車を運転中、信号待ちの  
ため停止した際、後方から進行してきた和解の相手方甲所有の軽乗用自動車に追突  
され、双方の車両が破損したものである。

### (2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和2年2月4日専決）（農林水産総務課）

和解の相手方：国

和解の要旨：県は、損害賠償金 6,615 円（県過失 2 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和元年 12 月 4 日、東部農林事務所八頭事務所の職員が、公務のため軽乗用自動車  
を運転中、路外から道路へ進入してきた和解の相手方所有の小型貨物自動車と衝突  
し、双方の車両が破損したものである。

### (3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和2年2月4日専決）（水産課）

和解の相手方：鳥取市 個人

和解の要旨：県は、損害賠償金 69,460 円（県過失 5 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和元年 11 月 5 日、水産振興局水産課の職員が、公務のため軽乗用自動車を運転中、  
駐車場内の駐車位置から後退した際、後方から後退してきた和解の相手方所有の小  
型乗用自動車と衝突し、双方の車両が破損したものである。

### (4) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和2年2月4日専決）（道路企画課）

和解の相手方：甲 日野郡日野町 個人

乙 鳥取市 法人

丙 秋田県秋田市 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 150,895 円を甲に、35,640 円を乙に、23,430 円を丙に、それぞれ  
支払う。（県過失 10 割）

事故の概要：令和元年 8 月 21 日、和解の相手方甲が、軽乗用自動車一般国道 180 号から沿道の  
駐車場へ進入しようとした際、路肩内の側溝の蓋が跳ね上がり、同車両が破損した  
ものである。

### (5) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について（令和2年2月4日専決）（道路企画課）

和解の相手方：八頭郡若桜町 企業

和解の要旨：県は、損害賠償金 132,000 円（県過失 4 割）を和解の相手方に支払う。

事故の概要：令和元年 9 月 3 日、和解の相手方が主要地方道鳥取河原用瀬線を普通貨物自動車  
で走行中、道路上に張り出していた道路法面の樹木の枝に接触し、同車両が破損した  
ものである。

**(6) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について (令和2年2月4日専決)**

(人権教育課)

相手方：借受者 1名

借受者の連帯保証人 1名

訴えの内容：鳥取県進学奨励資金の借受者及びその連帯保証人である相手方に対し、当該貸付金の返還及び訴訟費用の負担を求めるとともに、仮執行の宣言を求める。

**報告第2号 長期継続契約の締結状況について**

件数      新規 11件   変更 1件